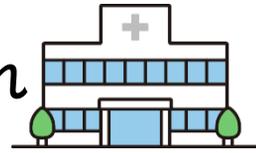


あんしん見守り一時入院事業利用までの流れ



利用できる方

高度な医療的ケア（人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等）を必要とする

- ①難病患者 ②重症心身障害児 ③医療的ケア児

・上記以外の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）であり、医療機関での一時的な療養が必要であると主治医によって判断された方

※ 高度な医療的ケアを必要とする難病患者、重症心身障害者に該当し、18歳に達する日以降の最初の4月1日以降も利用を希望する場合には、更新の手続きが必要です

利用方法

① 利用登録の申請

総合リハビリテーション推進センターへ申請（044-223-6973）

- （※1）患者情報提供書は、上記センターから各訪問看護ステーションへ作成を依頼します。
（※2）特定医療費（指定難病）を受給している場合は、受給者証の写し、重症心身障害の場合は、身体障害者手帳及び療育手帳の写しをご提出ください。

【提出書類】

- 申請書（第1号様式）
- 診療情報提供書（第2号様式）
医療的ケアの判定スコア（別紙）
- 患者情報提供書（※1）
- 対象である根拠書類（※2）



← 提出後、後日登録証が発行されます

② 利用希望月の前々月の15日までに、医療的ケア児・者等支援拠点へ利用の相談

川崎市・幸区・中原区・高津区 → 総合リハビリテーション推進センター（044-223-6973）
宮前区・多摩区・麻生区 → 地域相談支援センターそれいゆ（044-281-0037）

※前々月の15日を切っても、病院の受入状況によってはご相談いただけます。

【利用期間】 同一月内1ヶ月のうち7日まで



③ 病院との入院調整

医療的ケア児・者等支援拠点が受入病院へ調整をします。

【注意事項】

- ・一時入院中は、胃ろうの交換などの処置はできません。まずは、主治医にご相談ください。
- ・急変時の対応について、あらかじめ主治医とご相談の上、診療情報提供書にご記載ください。
- ・誤嚥防止のため、経口摂取が可能な場合でも、経管摂取となることもあります。
- ・入浴や整容等は、病院側が対応できる範囲での対応となります。
- ・病院によっては、別途必要な書類や手続きが発生する場合があります。
- ・病院の状況や、お申込みの集中時等、必ずしも希望通りに利用できない可能性があります。
- ・利用決定後も、病院の状況によっては（流行性疾患による病床逼迫等）利用日の再調整を行う場合があります

【連絡先】

拠点名（対象地区）

所在地／電話番号

総合リハビリテーション推進センター
（川崎市・幸区・中原区・高津区）

〒210-0024 川崎市日進町5-1
川崎市複合福祉センターふくふく2階
電話：044-223-6973

地域相談支援センターそれいゆ
（宮前区・多摩区・麻生区）

〒215-0004 麻生区万福寺1-1-1
新百合ヶ丘シティビル304
電話：044-281-0037

